

第 27 回
中山間地域等総合対策検討会

農林水産省農村振興局

中山間地域等総合対策検討会

平成19年11月19日(月)

会場：第2特別会議室

時間：9：00～9：49

議 事 次 第

1．開　　会

2．議　　題

中山間地域等直接支払制度の平成20年度予算の拡充要求について

3．閉　　会

○中山間整備推進室長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから第27回中山間地域等総合対策検討会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます中山間地域整備推進室長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

本会議の議事進行につきましては、通例により、佐藤座長にお願いしたいと存じます。

それでは、座長、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤座長 皆様、おはようございます。

本日の会議につきましては、遅くとも10時20分頃に終わりたいと思いますので、協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は、村田委員及び乾専門委員が所用でご欠席と伺っております。また、服部委員につきましては、所用がございまして途中でご退席されると伺っております。よろしくお願いいたします。

それでは、時間も限られておりますので、早速、議題に入りたいと思います。

本日の議題に入る前に、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○中山間整備推進室長 資料でございますが、まず上から、第27回検討会の議事次第、委員名簿、配布資料一覧、次に、今日の議題でございますが、「中山間地域における喫緊の課題をめぐる情勢と対策の方向について」取りまとめ（案）でございます。参考資料として、この取りまとめ（案）の関連データ集、A4横になります、「新潟県の事例（限界的集落への支援措置）」という1枚紙があるかと思います。

なお、本日、前回26回の検討会の議事録及び主な意見の要約版につきましても、あわせて配布いたしておりますが、配布漏れ等はありませんでしょうか。

○佐藤座長 皆様、ありますか。

では、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、お手元でございますように、中山間地域等直接支払制度の平成20年度予算の拡充要求についてでございます。

この議題につきましては、急遽この9月から、この検討会で議論することになりまして、本日で3回目ということになってございます。前は、「中山間地域における喫緊の課題をめぐる情勢と対策の方向について」ということで議論してまいりましたが、本日は、この議論を踏まえて検討会としての取りまとめを行うことになっておりますので、よろしく

お願いいたします。

事前に事務局から、委員の皆様方には、この「取りまとめ（案）」をお送りしてございますので、今日は要点を事務局からご説明いただき、その後、皆様方からご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではまず、事務局からご説明をお願いいたします。

○地域整備課長 おはようございます。地域整備課長の仲家でございます。

それでは、早速、資料に基づいて説明させていただきます。

「中山間地域における喫緊の課題をめぐる情勢と対策の方向について」取りまとめ（案）という資料で説明させていただきます。前回のご議論を踏まえまして、今回、このような形で（案）として取りまとめさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、目次がございます。取りまとめ（案）の構成でございますが、前回は表やグラフ等で説明したものを書き下ろしたという形になっております。中山間地域の現状、そして顕在化している課題と対策の必要性、この中に今回の切り口である限界的集落の問題、耕作放棄地の増加の問題、そして災害の関係、この3つについての状況、必要性、支援する場合のイメージ、そして前回いろいろご意見をいただきました点につきまして、主な意見という形で、それぞれの項目についてまとめております。そして、最後が全体の総括、まとめということにしております。

それでは、1ページ目からポイントを説明させていただきます。

「はじめに」につきましては、今回、20年度予算の拡充要求に至った背景、事情が書いてございますが、この検討会での論点として、34～35行目からですけれども、特に今回の拡充というのが、2期対策の期間の途中でこういう要求をしているという点に立ちまして、(1)にありますように、まず今回の拡充の施策の必要性、方向性の緊急性というものはどうなのかというのが論点の一つです。そして、(2)として、その緊急性があったとした場合、この対策の制度の趣旨に照らして、本制度として取り組むということがどうなのか。この2つについて、論点ということで書いてございます。

2ページ目をお願いいたします。

「中山間地域の現状」。構成は、箱書きで「要旨」と書いてあるのが、それぞれのところのポイントを書いてございまして、その後に説明という形になっております。

要旨でございますが、現状は、これまでどおり、中山間地域というのは非常に重要な役割を担っている。ただ、非常に厳しい状況になっている。そして、さらに今後、一層それ

が深刻化することが予測されるということでございます。

そして、1の「中山間地域の重要性」のポイントですけれども、のところに、前回もいろいろな中山間地域のデータを並べて時系列的に説明しましたが、統計の整理上、市町村合併等でデータの不連続な部分というのがございますので、そこについてはしっかりと分かるように記述すべきとのご意見も踏まえて、注書きを入れさせていただいております。

2の農業生産の状況ですが、経営規模については、一戸当たりの経営耕地面積が平場と中山間地域の格差が拡大しているということを記述しております。そして、(2)の生産性ですが、これは米について特に記述しておりますが、これも平地との格差が拡大している状況にあるということです。それから、3ページ目の耕作放棄の状況、これにつきましても、全体的に平場も増加傾向があります中で、中山間については、平成12年度以降は伸び方が少し緩やかになってきているということも数字上はあります。これは、推測ですけれども、本政策の効果というのが少しあるのではないかと考えております。

それから、3の高齢化の進行ですが、これも中山間というのは非常に進んでいるという現状でございます。

そういう中で、「中山間地域において顕在化している課題と対策の必要性」でございまして、まず1、限界的集落の増加という問題についてでございます。

要旨の中でございますが、(1)は、今後、消滅するようなおそれのある集落というのが、農水省、国交省の調査でこのような形になっているということ。

そして、(2)は、そういうような集落においては、特に地域の資源管理の問題が、非常に顕在化して深刻になってきている。その結果、国土保全、それから耕作放棄地の増加、こうすることで多面的機能の発揮に支障が出てくるだろう。そして、さらにそのことによって、食料自給の問題にも悪影響が出てくるのではないかとということ。そういう観点から、このような限界的集落の維持なり再生については、緊急的な支援というのが必要ではないかとということでございます。そして、その中でも、31行目のなお書きがありますが、限界的集落の問題は非常に幅広いテーマになりますから、今回、この中山間直接支払いの中で、すべて取り組めるというわけではございません。まず、限界的集落の問題については、本制度のほかにもいろいろな施策を総合的、一体的に必要であるということも、ここでは記述させていただいております。

そして、(3)として、そのような現状を踏まえて、この検討会では必要性、緊急性というものは適当であろうとされたものの、ただ、一方で、この制度は、非常に評価されてお

り、安定的信頼性というものもあるという中で、加算という形で対策期間中に制度拡充を行うということについて、一部慎重な意見もあったということを書いています。さらに、一番最後のパラグラフ、40行目になりますけれども、こういう支援に当たっては、やはり住民の意思というものが尊重されなければならない。合意というものに基づいて実施されること、相互に応援される側、それからする側、特に前は、限界的集落側からの声や叫びがあるのではないかという意見ものもありました。一方的に応援するというのではうまくいかないだろうということで、やはりこれは相互の住民の合意形成に基づいて、相互扶助の精神がベースになって初めてうまくいくであろう。その辺をしっかりと考えて施策を構築していく必要があるだろうということでございます。さらに、そういう厳しいところなので、施策効果を上げるためには支援水準も一定のインセンティブが必要であろうというようなことがございました。

4 ページをお願いいたします。

ここから、(1)は、先ほどのような限界的集落の状況のデータの的なものを書いてあります。

この中で、 が25行目にございますが、限界的集落については、明確な定義はございませんが、そここのところの記述、さらに名称についても、やはりこの「限界集落」という言葉自体がどうなのかというお話もございました。名称については、別途検討することが必要であると考えますが、この報告（案）の中では「限界的集落」という形で、一応、表記させていただいております。

それから、(2)ですけれども、今回、特に必要性なりを考える場合に、中山間直接支払いが1期対策で12年から始まって5年間たち、17年から2期対策に移ったときに、脱落してしまった集落、そこをしっかりと分析して、そこでの問題というものを、こういう施策の中でどう考えるかを分析すべきであろうということで、特に脱落した集落協定、「非継続協定」とここでは書いておりますが、そこを分析した結果が(2)でございます。ポイントとすると、落ちた理由は、高齢化が進行しているということ、協定の参加者数が少ない、そして協定の面積が小さいなど、小規模で高齢化が進んでいるもの、こういうところの協定というのが脱落しているということが、1期から2期への移行の脱落していったものを分析したことで分かってきたということでございます。

そして、(3)が、その中での必要性・緊急性ということですが、これは先ほど説明したように、いろいろな問題というものが顕在化している。跡地管理について、消滅した集落

を見てみますと、特に資源管理の部分については、5ページの10行目以降のパラグラフにあります。農地とか用排水路、森林等の資源の半分近くが放置されているというような状況になっていることが明らかになってきているということです。その中で、今後、それらについて、やはり何らかの施策を講じる必要があるという中で、その手法、やり方ですけども、ここは21行目に書いてございますが、自力でなかなか再生ができないということになりますと、やはり近隣の集落だとかNPOという集落外の関係者、団体との連携によって、維持・再生というものを目指していくということが必要であろうという視点が書いてあります。

注書きの参考に、いろいろな政府の会議で議論されている中でもこのような視点というものが言われているということでございます。

そして、(4)ですけれども、こういう限界的集落をめぐる動向として、政府、それからの地方公共団体、こういうところでもいろいろな取組が開始されているということを書いてございます。

6ページをお願いいたします。

そういう中で、支援する場合の具体のイメージをここの表に書いてあります。先ほどご説明したように消滅してしまった集落というのは、特に資源管理のところで、農地の約5割、用排水路の約4割が管理されず放置されているなど、非常に危機的な状況にあるということが明らかになっています。このため、支援について中山間直接支払いの仕組みを使うということにした場合には、農道、水路等の地域資源の共同の部分に着目した活動に対して、やはり共同の力を利用するということでこの施策を構築していこうということでございます。この表にあります。対象集落については先ほどのような視点から、対象農用地については、中山間地域等直接支払制度と基本的に同様とし、活動については先ほどの資源の管理を地域ぐるみでやるというところに視点を当てていくというようなことを支援のイメージといたしました。対策期間は、中山間直接支払いと連携していくということになりますと、2期対策の残り2年間として、まず、緊急的にこの取組をやっていったらよいのではないかというように書いてございます。

そのことに対して、(6)主な意見としましては、前回、それから事前にいろいろご意見を聞いた中での取りまとめでございますが、この限界的集落への支援というのは、緊急な課題であり、やはり何らかの形で早急に実施すべきであろうということ、特に、資源管理の問題というのは待ったなしであろうという点でございます。一方で、この制度の

中で、この期間中にやるということについては、一部慎重なご意見がございました。そして、一番下のパラグラフのところでは、先ほど申しましたが、住民の合意、支援される側、する側というものの相互の合意というものがしっかりある中で実施することが必要であろうということが書いてございます。

それから、2つ目の耕作放棄地につきまして、要旨の(1)は、政府として耕作放棄地の解消が、今、重要な政策課題になっているということ。そして(2)では、小さな農地の区画で耕作放棄が多く発生しているという現状があるということ。そして、そういう中で(3)ですが、この中山間直接支払いのスキームで、1 ha以上の団地要件というのがございます。そこについて、その要件と耕作放棄地の発生について、この要件の程度がどうなのか、これから耕作放棄の解消を緊急にやっていくという中で、この要件というものをどう考えたらよいのかということをご議論いただきました。(4)では、基本的にそういうスキームの中で、この耕作放棄地の解消をさらに進めるということは適当であろう。ただ、1 ha以上の団地要件というのは、この制度の趣旨であります一定のまとまりを持った農地をみんなで維持するという観点から、やはりこの制度の根幹は崩すべきではないだろう。そこについては、運用の改善の中で対応すべきではなかろうかというご意見があったということでございます。

7ページの下の方は、今の説明が書いてございます。

8ページでございすけれども、先ほどのようなこの制度の中では、1 ha要件というものが、7ページの後半から8ページの上に書いてありますように、耕作者、受託者等の重複など、かなりしっかりとした要件になっているということです。

そして、(4)は、実際にその運用状況を見ますと、やはり協定面積が小さいところでは、この要件を非常にうまく使って、小規模ながら地域の団地をみんなで守っているという実態が浮かび上がってきたということです。

そういう中で、先ほどの要件については、小規模なほ場で耕作放棄が発生している現状の中で、中山間地域の農地や資源を守っていく観点からすると、現状に即して、もう少し緩やかにしてほしいというような声もあるということが(5)でございます。

(6)では、その場合の支援イメージですが、現行要件であります団地間で耕作者とか受託者が重複しているとか、すべての耕作者、受託者で共同作業が行われているというような取り決めをもう少し緩やかにした、営農連携で取り組んでいこうというところについても、この1 haの要件というものを広げてよいのではないかというイメージが書いてござ

います。

この点についての主な意見としては、基本的にこういう方向というものが効果的であるという一方で、やはり1haの要件は、基本的には根幹の部分なので崩すべきではない、運用の改善ということで考えていくべきではないかというご意見でした。

それから、3つ目の視点であります減災の関連です。この取組で、さらに災害への取組を強化して、災害発生防止という場合は少し加算したらどうかという拡充要求を、今回出しております。その点についてでございますが、要旨の(1)に、まず最近の災害の状況も質的に変わってきている。特に、中山間地域で被災が多くなって、農地が消失しているというような現状があるということ。(2)として、そういう中で、ハード対策だけではなくて、住民の防災意識の向上、みんなで地域を守っていく取組を強化するということは、非常に効果的ではないかということです。特に、それは中山間直接支払いの基本的なスキーム、つまり、地域ぐるみでいろいろな活動をするという仕組みに沿っているのではないかとということで、基本的には必要性、それから本制度での対応というものは適当ではないかというご意見があったということでございます。

以下、(1)、(2)、(3)は、今申し上げたようなことが書いてございます。

そして、具体的な災害支援のイメージというのが、10ページの表にございます。

どこでもというわけではなくて、やはりこういう一定の加算なりというものになれば、災害が頻発しやすい地域というものを絞って支援するべきではなかろうかということで、この1番のようなところを想定しています。そして、活動についても、これはハードで何か物をつくって守るというよりは、地域ぐるみで意識の向上、雨が降る前の見回りなどの点検活動によって少しでも災害を抑制するというような取組をみんなで行い、そこに対して一定の加算をするというようなイメージでございます。

このような災害に対する支援につきましては、この検討会でのご意見として、やはり災害は非常に多くなってきているということで、緊急性というものもあるであろうということでした。ただ、一方で、災害というのは非常に幅が広くて、中山間直接支払いの目的・趣旨と照らし合わせた場合に、防災対策をこれでやるということが前面に出るというのはいかがなものかという意見がございました。国土保全、多面的機能の維持・発揮等、制度の趣旨に沿った方向で、取り組むことについては良いが、その場合はそのことを明確にすべきであろうというようなご意見があったということでございます。

最後でございますが、まとめとして、この検討会においては、今回の拡充の必要性及び

緊急性並びに方向性について、一部慎重な意見もありましたが、おおむね適当というご意見であったと思います。また、農水省においては、現在、この制度の中間年評価を実施しておりますが、このような評価を踏まえて制度の見直しを考えていく仕組みが、この制度が非常に地域からも評価され、信頼性というものもあるということなので、このような信頼性や安定性が揺るがないよう十分に配慮した上で、農水省は、このような取組を、現下の中山間をめぐる情勢に照らして実施していく必要があるのではなかろうか、というような取りまとめとして記載させていただいております。

以上が取りまとめ（案）のポイントでございます。

あと、参考資料ということで、このデータ編というものを、本文に合わせて、別途取りまとめさせていただいております。

それと、１枚紙で、参考資料として「新潟県の事例」を配布しました。これは、前回、小田切委員からのご指摘を踏まえたものでございます。後ほど、もし必要があれば説明させていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

全体を通して、どこでも結構ですのでご意見をお願いします。

○守友委員 単純なことです。今回のとりまとめに関して、名称は「限界的集落」で通すということによろしいでしょうか。

○地域整備課長 はい。

○守友委員 分かりました。

○松田委員 単純なことなんですけれども、現状認識を正確にということで、文言の訂正をしてはどうかと思います。

○佐藤座長 何ページでしょうか。

○松田委員 ４ページ、(2)のところの最後の３行なんです、「さらに、協定面積規模別に非継続協定の割合をみた場合、10ha以上が５％」となっていますけれども、これは表との対比でいうと、「10ha以上では５％」なんです。そして、「２ha未満は32％」となっていますが、「２ha未満では32％」とすべきだと思います。そうしないと、少し誤解を生みますので。

○地域整備課長 前回からご指摘の部分のところだと思います。分かりました。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○服部委員 前回の議論を踏まえて、答えるような形でもって（案）をつくってもらったという印象を持っています。

それで、特に6ページのところなんですけれども、この限界的集落のところ、支援水準として「支援活動に必要な経費、直接支払の単価等を勘案し算定」とあって、やはりここに必要な経費というものが入っているということが、前回の議論を踏まえた内容ではないのかなと思っています。ですから、おおむね私はこれで賛成ですし、いいのかなということです。

ただ、1つ、これも言葉の問題なのですが、9ページの(3)です。「災害支援」というのは、やはり、使い慣れている人はこれでよいのかも分からないのですが、普通の人の感覚だと、「防災支援」ということかなという感じがしてしまうんです。ですから、少しこーういうのはどうなのかと思います。

○地域整備課長 はい、おっしゃるとおりです。もう少し、この辺の表現は吟味させていただければと思います。

○佐藤座長 何かアイデアはありますか。

○服部委員 「防災支援」でよいと思います。

○佐藤座長 「防災支援」でよろしいですか。

○服部委員 あるいは、これでよいと思っているんですが、私が前回言ったことに関係するんですが、やはり防災一般ではない、農地に関わったものだから、「農地防災支援」と、「農地」という言葉を「防災」の前に入れてくれれば、もっとはっきりするかなというように感じなんです。そこはあえてこだわりませんが、とにかくこの「災害支援」という言葉だけは、少し引っかかったんです。

以上です。

○佐藤座長 では、それはまた事務局と検討させていただきます。どうもありがとうございました。

○内藤委員 話としては適当かどうか分からないんですが、中山間地域において高齢化が進んで、耕作放棄地が増えた。そして、災害において、非常にそういったところで土地の崩壊が進んでいる。それを防止するというのが、最終的なところなんではないでしょうか。

といいますのは、先ほど限界的集落とおっしゃいましたけれども、結局、このところを読みましても、最終的には高齢者が生産しなくなったときに、その土地は放棄されるわけです。その土地を、周りの集落とかNPOが保全することによって崩壊を防ぐというのも、服部委員がおっしゃったように防災というような形になるんだと思うんです。

それと、私は1つ、高齢者の方たちがそこで生産を営んでいるというのは、これもいろいろな部署との連携という話が出たんですけれども、基本的に国民年金の受給者であると。現金が入ることによって一番根底の生活が維持されているので、そこでつくられているのは自給自足の関係で、ほとんどほかのところに出すことはしないんだというように私は聞いています。そうしますと、その高齢者がいなくなったときに、その土地をただ保全するだけなのか、農地として使われていくのか、そのあたりをもう少し私は知りたいんです。

○佐藤座長 では、事務局からご説明いただいていいですか。

○地域整備課長 非常にこの施策の根本的なところに及んでいるような気がいたします。もともとこの中山間地域等直接支払制度というのは、ご案内のとおり、中山間地域が厳しい状況の中で、平場との生産格差がある、生産条件が悪いということで、そこを補正して、それによって農業生産を維持していただく、継続していただく。結局、土地・資源が荒れることによって、国土保全とか食料供給の問題も含めてですけれども、そういう国の全体のいろいろな施策のところに及んでくる、多面的機能の発揮に支障があるということで、生産活動をしていただくということが、まずこの施策の根幹になっているということです。これは耕作放棄によって土地が荒れるから、それを防止するということにもかかっているんですが、その先に、先ほどのような多面的機能にいろいろな影響が出てくる。そこで、この施策によって、それを維持するということになっているわけです。

ですから、今、委員がおっしゃられたようなところについて、我々とする、一つ一つのパーツで見ると、いろいろな切り口があるんですけれども、この施策の根幹のところに照らして組んでいきたいとは思っております。

○佐藤座長 今の内藤委員のご意見で前半の部分は、今のご説明でご理解いただけるのですが、今回、今日も含めて3回議論しているのは、その中でも特に最近の状況を見ていると、いわゆる限界的集落は、少し別のもっと難しい問題があって、今までの中山間地域等直接支払いだけでは、どうも十分ではないのではないか。緊急的な状況があるので、予算的枠組みの中で、限界的な集落にスポットを当てて少し考えてみてはどうかということで、3回議論しています。

○内藤委員 それは、よく分かっております。この案についても、別に異議があるものではないのですが、一番先の農地としての保全がどうされていくのかということと、その高齢者の生活は、私が聞いたのは、「それがあるから高齢者はあのところで生活できるのだよ」と。そうしますと、その後にその方たちがやめたときに、若い人たちがそこで実際に生産活動ができる状態なのか。それがだめなら、そのところはもう生産状況ではなくて国土保全とか、そういった部分に回ってしまうのかなと思いましたので、自給の問題も出ていますので、ちょっとそのあたりが、私としては気にかかったところなんです。政策については、別に異議があるのではなくて、その点だけ少し、私としては気にかかったところなんです。

○佐藤座長 どうもありがとうございます。

多分、その点に関しては、先ほどの事務局からの回答もそうですし、ここにいらっしゃる委員の皆さん方も非常に大きな関心を持っていて、この制度も1期、2期対策をやってありますが、その中でどういう政策効果があらわれて、ご心配のようなことにならないのかどうかということで、今、検討しておりますが、以後の話で、それは3期に続けていって、さらにもう少し充実しなければいけないのかどうかということになると思います。そのご心配は、全く皆さん共通の問題意識を持っているものと思います。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○小田切委員 前回の議論を踏まえていただいて、特に、一部慎重な意見があったということを各所に書いていただいて、基本的に私は、この報告書でよろしいかというように思います。

そのことを前提に、今までの私自身の議論を私なりに少しまとめてみたいのですが、私が前回、賛成でなかったということと言ったのには、3つの理由があります。

1つは、ここにまとめていただきましたように、加算を乱用すべきではない。直接支払制度の条件不利生に着目して補てんするということと加算というのは、直接は結びつきません。その意味で、加算の乱用というのは慎むべきだろうと思います。例えば、生産調整協力加算のアイデアが出てきた場合に、これを否定する論理を持たないのだろうと思うんです。そういう意味では、基本的には乱用しないという原則を立てるべきだろう、そういうことを申し上げました。

それから2番目には、この限界的集落支援加算については、恐らくなかなか動かないの

ではないかという実態認識を持っております。私の狭いネットワークでいろいろ尋ねても、おおむね7割から8割の方々は同様に、動かないだろう、残りの方々は、ないよりはあった方がよい、そういう意見でありました。中山間地域フォーラムでの意見聴取でも、これは数が少なかったもので、その割合を申すことはできませんが、おおむね同じような結論だろうというように思います。

それから3番目は、限界的集落の資源管理を集落協定だけに限定するような制度になってはいないかということです。その点で、ちょうど本文に書いていただいたように、NPOとか都市住民、あるいは場合によっては学生なども含めて、そういう方々の支援を求めるような、そういう意味では、私は、農地・水・環境保全向上対策の特別対策を限界的集落に対して打つことが、ベストの選択ではないかというように思っております。

そういう意味で、全面的には賛成ではないということを申し上げたんですが、しかし、積極面もあります。何よりも大きな積極面の一つは、農水省が限界的集落に関わって、かなり本格的な対策を打ったというメッセージが非常に強く流れ出ているということであり、ます。そもそも議論が巻き起こっていること自体、評価すべきだろう、そのように思います。

それからもう一つは、冷静に考えて見ると、20年、21年の2年間の対策だということでありまして、そういう意味では、ある種の実験的な対策で、このことによっていろいろなデータを得て、こういう対応が動くのかどうか、あるいは、より強く動かせるためにはどうしたらよいのか、そういうデータなり教訓なりを得るという意味で、私は意味があるのだろうと思います。

その点で、今回、こういう条件つきながら前向きに書いていただいたことについて、私自身も支持したいと思いますが、ただし、今の論点から、条件を3つほど申し上げてみたいと思います。これは、本文中にも書いてありますが、むしろ行政運営上、テイクノートしていただきたいという思いで3つを申し上げます。

1つは、やはり加算を乱用しないというこの原則であります。

それから2番目は、先ほど申し上げましたように、限界的集落の資源保全に関して、NPOなりが積極的により関われるような仕組みをつくり上げていく。これは、そういう意味では限界的集落対策そのものということになりますが、そういうものとセットでこれが行われたときに、NPOも集落協定も、限界的集落の資源保全を支えるという仕組みが出てくるのだろうと思います。

それから3番目は、やはりこの対策の王道は、広域協定を限界的集落も含めてつくり上げていくということだろうと思います。特に、恐らく3期対策の一つのポイントにもなるのだろうと思いますので、その辺の今回のこの事業を通じた検証といいたいでしょうか、そういうものも含めて行っていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○佐藤座長 今ご発言があった3つの点は、多分、皆さん、ほとんど似たような認識でいると思います。

どうもありがとうございました。

○守友委員 前回から、小田切委員の慎重なご意見は、私も基本的に賛成なのですが、全体の枠組みの中で、今、小田切委員が説明されたような形で理解されればよいかなと思います。

私は、実は本文の中でいきますと、7ページの耕作放棄地の増加の前のところに書かれていた3～4行の文章が、それより前の5ページ下段の方へ少し格上げする格好で移動しております。ここの位置づけが非常に重要だというように考えました。つまり、総枠のところ、
「ここで検討する限界的集落への支援は、当該集落に存在する農業生産資源の管理・保全を緊急的に実施することを意図したものであって」とあって、「本制度の他、各種の対策を総合的かつ一体的に実施することが必要である」という、この文を全体の総論的なところに置いたということで、我々委員や、特に小田切委員が非常にシャープな形で問題提起していただいたことを、ここに意図していただいたのかなと私は理解いたしました。

そういった点で、まだいろいろ検討すべき課題は多いけれども、本検討会としてこういう、前よりもさらに強い位置づけを出していただいたということで、今回はこれでいけるのではないかなというように感じております。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

永田専門委員、特にご発言はよろしいですか。

○永田専門委員 全体に目配りがきいた形で報告が書かれていると思いますので、これで基本的には結構だと思います。

ただ、皆さんから意見が出されていますように、限界的集落対策というものがこれだけ

でどこまでできるのかということについては、今後ともぜひ検討を続けていっていただきたいというように思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

○松田委員 もちろん、私もこの趣旨に賛成なんですけれども、今、永田専門委員がおっしゃったこと、守友委員がおっしゃったこと、それから最初に内藤委員が提起された問題に関しては、今、守友委員が指摘された段落が重要だと思うんですけれども、その中で、特に最近、農地・土地保全に関して、農地保有合理化法人について注目されていると思います。それがどれほど内実の伴ったものになっているかどうかはよく知らないのですが、このあたりの活用が必要なのではないかなと感じています。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。特にご意見がなければ、この取りまとめ（案）をご了承いただいたということになりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○佐藤座長 どうもありがとうございます。

今日出されたご意見を踏まえて、少し文言等々の修正は事務局と私にお任せいただきたいと思います。これで取りまとめの「（案）」を取らせていただきまして、この検討会の報告ということにさせていただきます。

本来ですと、この検討会の「（案）」を取った取りまとめを農村振興局長にお渡しするのですが、局長を初め幹部の方々も、この検討会にご参加いただき、ご議論をずっと聞いていただいておりますので、この検討会で今ご承認いただいたということを踏まえて、これを農村振興局長にお渡ししたということにさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

（異議なし）

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

3回にわたり、慎重なご検討をいただきましたが、この検討会の取りまとめを踏まえまして、予算要求に向けて努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○地域整備課長 本当にありがとうございました。

最後に、少し確認といいますが、最終的なものは座長と調整させていただきますが、先ほど、この検討会としていただいた報告の内容につきましては、最大限、我々としても尊重して、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

ただ、今、予算編成の真ただ中でございます。そういう中で、いろいろな関係当局との調整というものが、これから最後の段階を迎えます。その中で、この趣旨を踏まえて我々としては取り組んでいきたいと思いますが、最終的な結果として、形が少し変わると思いますか、少し修正したりとか、対策の開始時期につきましても状況に応じて若干の変更等があるかもしれませんが、そういうことになりましたら、後日、委員の皆様方にはご説明させていただきたいと思います。そういうことがまだあり得るということで、ご理解をいただければというように思っております。よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 最後になりますけれども、農村振興局長からご挨拶をいただきます。

○農村振興局長 委員の皆様方には、3回にわたり、非常に難しいテーマでございましたけれども、貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

この検討会の冒頭で申しましたように、この中山間地域等直接支払制度は平成12年から始めまして、当時は山下次長が課長で担当したわけですが、多分に試行錯誤のところがございます。しかし、おかげさまでこの1期対策は、非常に好評をもちまして終わることができ、さらに2期対策も、ステップアップをさせていただいた形で、今日まで実施させていただいているところでございます。

その間、私どももいろいろな勉強をさせていただきました。1つは、やはりこのような施策は、物をつくるのと違しまして、その時々の評価が非常に重要であるということ。本当に効果があるかどうかという検証を常に心がけながら、より効果的な施策へと、日頃、検証を重ねることが重要であるという点でございます。そして、この2期対策の途中から、実は地方、特に農山村地域の活性化というテーマが非常に大きくなりまして、今回、まさにご議論いただきました中山間地域、特に今日は「限界的集落」という言葉が出ましたけれども、こういった地域に対する私どもの支援として、どのような観点から取り組んでいけばよいのかということが、非常に脚光を浴びたわけでございます。

先ほど、内藤委員から非常に的確なご指摘がございまして、この対策は対策として、この先が一体どうなるのだ、一体、国として残された農地をどのように取り組んでいくのか、非常に基本にかかる指摘をいただきました。

私どもは、残念ながら、それに対します答えは今すぐ持っているわけではありませんけれども、基本的には各地域の方々がその選択をされるかと思ひますし、私どもは最大限、その選択あるいは活用について支援を申し上げるところが基本かなというように考えているわけでございますが、それにつきましても、限界的集落という地域に対します私どもの

施策はまだまだ十分ではございません。まだ緒についたばかりでございまして、先ほど小田切委員からも、まずは試みとしていろいろなことを行うのもよいのではないかと、その中でこういった中山間地域等直接支払についても、できる範囲で取り組むのも一つの試行かというご指摘がございましたけれども、まさに私どもも、こういった思いで取り組んでいるところでございます。

本日までいただきましたご指摘につきましては、できる限り私どもで咀嚼させていただきまして、20年度の施策に反映できるところは反映させていただきたいと思いますが、何せこれは相手のあることでございますので、十分お応えができるかどうか分かりませんが、担当といたしまして最大限努力してまいる次第でございまして、また引き続き、ご審議を賜ればと思います。

本日はありがとうございました。

○佐藤座長 これでは本日の議事はすべて終わりましたので、私の役割は終わりにして、事務局にお返しいたします。

どうもありがとうございました。

○中山間整備推進室長 本日は、大変貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の議事録の公開につきましては、各委員のご承認を賜る必要がございますので、発言内容等につきまして、改めて確認のご連絡をさせていただきたいと存じます。

それでは、本日はこれにて閉会とします。

長時間のご審議、誠にありがとうございました。

午前9時49分 閉会